

「花いっぱい運動推進地区」の指定並びに助成要領

(目的)

第1条 「花いっぱい運動推進地区」(以下「運動推進地区」という)を指定し、助成を行うことにより、各地区における花壇の設置やフラワーロードの形成の一助とし、花と緑あふれる美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(推進地区の指定)

第2条 運動推進地区の指定は、津山市連合町内会支部長の推薦を受け、花いっぱい運動推進地区推薦書(様式第1)を津山市環境衛生推進委員会に提出した団体に対して、津山市環境衛生推進委員長(以下「会長」という)が指定する。

2 指定の通知については、第3条各号に掲げる助成品の交付をもって替える。

(助成品の内容)

第3条 運動推進地区に指定された団体は、次の助成品を受けすることができる。

- (1) 花の苗
- (2) プランター
- (3) ブロック

(助成品の交付)

第4条 会長は、運動推進地区に指定した団体に対して、助成品の交付を行う。

(実績の報告)

第5条 助成の交付を受けた団体は、会長が指定した期日までに速やかに事業実績報告書(様式第2)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、理事会において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。